

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚労省令第37号（厚生労働省令第79号改正）第8条に基づき、訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 当事業所の法人概要について	
法人名	株式会社結絆
所在地	宮崎県宮崎市生目台東1丁目20番地3
連絡先	(電話) 0985-78-3588 (FAX) 0985-78-3589
代表者名	代表取締役 松元 祐二
設立年月日	2017年12月22日
事業内容	介護予防訪問看護・訪問看護

2. 訪問看護サービスの提供を担当する事業所について	
事業所名	結 訪問看護ステーション
所在地	宮崎県宮崎市生目台東1丁目20番地3
電話番号	(電話) 0985-78-3588 (FAX) 0985-78-3589
指定番号	4560190615

3. 事業の目的及び運営方針
<p>(事業の目的)</p> <p>事業者の専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治の医師（以下「主治医」という。）が必要と認められた者に対し、療養上の在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。</p>
<p>(事業の運営方針)</p> <p>① 結訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の訪問看護（介護予防、介護、指定）は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに、訪問看護計画に沿って行います。介護訪問看護においては、利用者の意欲が高まるように様々な工夫をして、自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。</p> <p>③ 事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。</p>

4. 訪問看護サービスの提供を担当する事業所の職員体制				
職種	常勤	常勤兼務	非常勤	計
管理者		1		1
看護師	11		1	12
准看護師	1			1
作業療法士	2			2
精神保健福祉士	1			1
事務員	2			2

5. 営業日、営業時間について	
営業日	月曜日から金曜日
休日	土日、祝祭日、12月29日～1月3日
営業時間	8時30分～17時
サービス提供日	通常、営業日と同様。ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。（休日訪問については訪問看護料金表参照）

6. サービスを提供する実施地域	
宮崎市、西都市、国富町（中山間地加算地以外） *訪問看護での交通費は実費の扱いとなります。	

7. 訪問看護サービスの内容	
①訪問看護計画書の作成および訪問看護報告書の作成 ②病状および心身の状況の観察 ③清拭および洗髪等による清潔の保持 ④食事、排泄およびその他日常生活のお世話 ⑤褥瘡の予防および処置 ⑥リハビリテーション ⑦精神疾患・認知症患者の看護 ⑧療養生活および介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置	

8. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額	
訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「訪問看護サービスの利用料」のとおりです。	

9. 訪問看護サービス利用料等の請求と支払方法について	
実際に受けられたサービスごとに計算した利用料明細書を添えて、利用月の翌月20日までに利用者様あてにお届けします。利用料等の支払い請求書をご確認の上、月末までに現金にてお支払いください。	

#### 10. 訪問看護と関連のある診療報酬について

訪問看護は、主治医の指示で、主治医の指示書の交付を受けて訪問します。そのため指示書を交付した医療機関に指示書料を支払うことになります。

指示書の種類によって、金額は変わります。

- ① 訪問看護指示料および精神科訪問看護指示料～300点
- ② 特別訪問看護指示料および特別精神科訪問看護指示料～100点
- ③ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料～60点

\*自己負担額は該当保険の負担割合分や受給資格者証に準じます。

#### 11. 身分証明書の携行

専門職員は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた時は、いつでも提示します。

#### 12. 看護職員の配置について

訪問する看護職員の配置は、多面的な視点で関わることを目的に、ローテーション制を採用しています。

#### 13. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
- ②利用者または家族からの金銭、物品飲食の授受
- ③利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ⑤その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 14. 記録の保管

事業所は、職員ならびに設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧および写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

#### 15. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに、主治医、救急隊およびご家族へ連絡します。

## 16. 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行う訪問看護サービス提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
また、事業所が利用者に対して行った訪問看護サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任を速やかに行います。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名：あんしん総合保険

保険の概要：賠償責任保険

## 17. 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

事業所がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。  
ただし、円滑かつ一体的なサービス提供するために、要支援・要介護認定の更新、変更サービス担当者会議、医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連携調整、事業所内のカンファレンス、その他サービス提供で必要な場合などで、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。

この場合はあらかじめ利用者またはご家族に説明し、同意を得たうえで使用します。

【診療報酬関連】

訪問看護情報提供療養費～150点

## 18. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。 【責任者 代表 松元 祐二】
- ②成年後見制度の利用を支援します。③苦情解決体制を整備します。
- ④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ⑥サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑦虐待防止のための指針の整備をします。

## 19. 感染症対策と災害発生時の業務継続に向けた取り組みについて

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底、また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できるために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

【感染症対策の予防及びまん延の防止のための措置、衛生管理等について】

- ①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ②感染症対策徹底のため委員会を設置し、毎月1回以上行います。
- ③事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- ④従事者に対する研修を実施します。
- ⑤従事者に対する訓練（シュミレーション）を実施します。
- ⑥感染症対策の指針の整備をします。

**【業務継続計画の策定について】**

- ①感染症や非常災害の発生において、必要な訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務再開に従い必要な措置を講じます。
- ②従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**20. ハラスメント対策について**

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じます。

- ①ハラスメントを防止するための指針・方針を整備します。
- ②従事者に対する研修を実施します。

**21. 相談・苦情申し立て窓口**

当訪問看護ステーション	管理者 中角 美子	電話：0985-78-3588
	代表 松元 祐二	FAX：0985-78-3589
住 所	宮崎市生目台東1丁目20番地3	

**【行政機関の窓口】**

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1. 宮崎市役所 介護保険課   | 0985-21-1777 |
| 2. 西都市役所 介護保険係   | 0983-43-1111 |
| 3. 国富町 保険介護課 介護係 | 0985-75-3111 |
| 4. 国民健康保険団体連合会   | 0985-35-5301 |